

別添 1

港町ふ頭コンテナヤード施設管理業務処理要領

港町ふ頭コンテナヤード施設（以下「コンテナヤード施設」という。）の指定管理者は、管理業務をこの要領により処理するものとする。

1 コンテナヤード施設の概要

- (1) 名 称 港町ふ頭コンテナヤード施設
- (2) 所在地 函館市港町2丁目32番および36番32先
- (3) 施設の内容 上屋
管理棟
リーファコンセント
移動式荷役機械
・ジブクレーン
・リーチスタッカ
ヤード照明灯
コンテナヤードフェンス
ほかコンテナヤード施設一式

2 管理業務

コンテナヤード施設を適正に使用できるように、施設および設備の機能を維持するとともに、効率的な事務処理を行うなど、コンテナヤード施設を円滑に管理するために必要な業務を行うものとする。

(1) コンテナヤード施設の管理運営に関すること

コンテナヤード施設の管理運営にあたっては、乙は、協定書および甲が別に示す函館港港町ふ頭保安規定に基づき、以下により管理運営を行うこと。

ア 職員の配置および研修等に関すること

- (ア) コンテナヤード内に外国貿易貨物が蔵置されている場合には、1名以上、また、コンテナ船が係留されている場合には2名以上の人員を配置すること。
- (イ) 従業員の勤務形態は、コンテナヤード施設の管理運営に支障がないよう定めること。
- (ウ) 従業員に対し、コンテナヤード施設の管理運営に必要な研修を実施すること。
- (エ) 従業員は、安全に作業を行うことができる服装を着用し、所定の位置にスタッフカード等を付け身分を明らかにすること。

イ 次の各号に掲げる施設の使用の許可および規制等に関すること。

(ア) 上屋

(イ) リーフアコンセント

(ウ) 移動式荷役機械

(タイヤマウント式ジブクレーン，リーチスタッカ)

ウ 除雪に関すること

冬期間，荷役作業等に支障のないよう積雪の状況に応じ適切な除雪作業を行うこと。

エ 清掃に関すること

コンテナヤード内および上屋等については，貨物の蔵置状況その他荷役の状況を確認のうえ適切な清掃を行うこと。

オ 警備，巡回等に関すること

コンテナヤード内および上屋等については，貨物の蔵置状況その他荷役の状況を確認のうえ適切な警備，巡回等を行うこと。

(2) コンテナヤード施設および附属施設の維持管理に関すること

コンテナヤード施設の施設，設備等を適正に維持するため，施設を随時点検するとともに，荷役作業等に支障のないよう維持管理に努めるものとする。

ア 施設・設備に係る修繕

1件あたり50万円未満の小規模な修繕は乙が行うものとし，1件あたり50万円以上の大規模な修繕は甲が行うものとする。

イ 施設・設備に係る点検

(ア) 日常点検

コンテナヤード施設について，1日2回以上，目視による点検を行い，異常の有無について確認すること。

(イ) 定期点検

タイヤマウント式ジブクレーンについてはクレーン等安全規則第35条，リーチスタッカについては労働安全衛生規則第151条の32に基づく定期点検を月1回行うこと。

ウ 移動式荷役機械に係る給油

荷役作業終了後等に油量を確認し，荷役作業等に支障のないよう適切な給油を行うこと。

エ その他

コンテナヤード施設の施設・設備等を適正に維持するため，貨物の蔵置状況，荷役作業の状況等に応じ必要と判断される作業については適切に実施すること。

(3) 外国貨物等の管理に関すること

コンテナヤードにおいては，外国貨物等の管理を行い，関税法に

基づく記帳義務を果たし、倉主責任を負うことになることから、社（団体）内管理規定、保税業務担当者および内部監査人を定め、甲ならびに函館税関に提出するとともに、次の台帳等を作成し管理するものとする。

ア 輸出入保税台帳

関税法施行令第29条の2の規定に基づき、次の内容を記録するものとする。

(ア) 共通事項

当該貨物の記号、番号、品名、数量、荷主名、積載船名、搬出入年月日等

(イ) 外国貨物につき内容の点検又は改装、仕分けその他の手入れを行う場合

取扱いの種類・内容、取扱年月日、貨物の数量等に変更があればその変更内容等

(ウ) 関税法に規定する許可、承認、指定等を受けた場合

当該許可等の取得年月日および書類番号等

イ 輸出入コンテナリスト

輸出、輸入それぞれに対し、船名、船社、乙仲、コンテナ番号、コンテナ種別、重量、温度、輸出入許可日等を記録すること。

ウ コンテナ在庫リスト

コンテナヤード施設内にあるコンテナについて、船名、コンテナ番号、コンテナ種別、乙仲、輸出入者、蔵置場所、搬出入日時、蔵置日数等を記録すること。

エ 集荷中コンテナリスト

搬出の際に使用したコンテナについて、コンテナ番号、コンテナ種別、船社、船名、乙仲、輸入者、搬出日時、搬出からの経過日数等を記録すること。

オ その他保税業務に必要な書類

(4) 国内貨物等の管理に関すること

コンテナヤードにおいては、国内貨物等の管理を行い、次の台帳等を作成し管理するものとする。

ア 移出入コンテナリスト

移出、移入それぞれに対し、船名、船社、コンテナ種別、重量等を記録すること。

イ コンテナ在庫リスト

コンテナヤード施設内にあるコンテナについて、船名、コンテナ番号、コンテナ種別、蔵置場所、搬出入日時、蔵置日数等を記録すること。

- ウ その他業務に必要な書類
- (5) その他の業務に関すること
 - ア 災害時，事故発生時の対応
 - (ア) 緊急時対策，防犯・防災対策についてのマニュアルを作成し，従業員に対し，指導を行うこと。
 - (イ) 災害による被害状況，事故発生時の状況の確認および関係機関への連絡
 - イ 甲に提出する書類の作成等庶務経理業務
 - (ア) 次年度の事業計画書および収支予算書
 - (イ) 各年度の事業報告書および収支決算書
 - (ウ) 各月のコンテナヤード施設の維持管理表（別紙様式1）およびコンテナヤード施設の使用状況報告（別紙様式2～4）
 - (エ) 港町ふ頭2号荷さばき地，港町ふ頭3号荷さばき地，港町ふ頭4号荷さばき地および港町ふ頭5号荷さばき地に係る使用申請書等の取次業務
 - (オ) 各月のコンテナヤードに係る使用電力量の報告
 - (カ) 甲との連絡調整
 - (キ) 指定期間終了後にあたっての引継
 - (ク) その他必要な業務

3 モニタリングの実施

施設の管理に関するモニタリングの実施に係る業務は次のとおりとする。

- (1) 各種報告書等によるモニタリング
 - ア 事業報告書
 - 地方自治法第244条の2第7項の規定に基づき，毎年度終了後，4月末までに，甲へ提出しなければならない。
 - 事業報告書に記載すべき主な内容は次のとおりとする。
 - (ア) 事業計画書，協定書および施設管理業務処理要領に基づく実施状況
 - (イ) 事業収支状況
 - (ウ) 施設使用状況
 - (エ) 事故発生状況，苦情処理
 - (オ) 市民ニーズ把握実施状況
 - (カ) 乙の経営状況を確認できる財務諸表（貸借対照表，損益計算書等）
 - イ 業務日報（月報）
 - 各月のコンテナヤード施設の維持管理表（別紙様式1）および

コンテナヤード施設の使用状況報告（別紙様式2～4）等について記録し、毎月終了後、翌月10営業日までに甲に提出しなければならない。

(2) 業務報告の聴取等

甲は乙に対し、その管理する業務および経理の状況に関し定期的に報告を求め、業務等の実施を確認するため、実地調査または必要な指示をすることができるものとする。

(3) 利用者ニーズの把握

ア 乙は、利用者の意見を把握するため、当該施設における利用者アンケートを実施し、結果を甲へ報告しなければならない。アンケートの内容については、甲および乙協議のうえ変更できるものとする。

イ 調査方法は、乙が利用者アンケート用紙を作成し、施設内に回収箱を設置し回収するなどとし、実施時期、期間および回数等については、甲および乙協議のうえ決定するものとする。

(4) 管理業務の評価および公表

ア 乙は年度終了後に評価シート（別紙様式5）により自己評価を行い、事業報告書とともに甲に提出しなければならない。

イ 甲は(1)および(3)に規定する各種報告書および前項に規定する自己評価により、実績評価（別紙様式6）を行い、乙に通知するとともに、毎年度6月末までにホームページで公表するものとする。

4 備品等について

コンテナヤード施設の備品については、以下のとおりです。

No.	品名	数量
1	掃除機（管理棟用）	1台
2	コンテナずれ防止棒	60本
3	手動式掃除機（上屋用）	1台
4	スチール書庫	1台